

IAJapan IoT 推進委員会 実証実験 WG 運用規定

履歴

Rev	作成日	作成者	承認
0.1	2015-10-19	真野 浩	ML レビュー
1.0	2015-11-10	真野 浩	承認発行

目次

目次	3
参照	5
用語	6
1. 適用	7
2. 改定	7
3. 執行	7
4. 実証実験ワーキンググループ(IoT-WG2)	7
5. 目的	7
6. 会員	8
6.1. 入会	8
6.2. 退会	8
7. WG の運営	8
7.1. 会議	8
7.2. ML(Mailing List)	8
7.3. SNS(Social Network Service).....	9
7.4. 実証実験.....	9
8. 意思決定及び議事運営規則	9
9. 投票権.....	9
10. WG オフィサー	10
10.1. 座長	10
10.2. 副座長.....	10
10.3. セクレタリー	10
11. オフィサーの任期.....	10
12. TG(Task Group).....	10
12.1. TG の設置.....	10
12.2. TG の目的.....	10
12.3. TG の成果報告書の承認。	10
12.4. TG の解散.....	10
12.5. TG の構成員	11
12.6. TG のオフィサー	11
12.6.1. 部会長	11

12.6.2.	副部会長.....	11
12.6.3.	セクレタリー	11
12.6.4.	エディター.....	11
13.	知財.....	11
13.1.	LOA(Letter of Assurance).....	11
13.1.1.	LoA の提出	12
13.1.2.	宣言	12
13.2.	成果知財	12

参照

インターネット協会 定款

<http://www.iajapan.org/introduction.html>

Robert's rule of Order

<http://www.constitution.org/rror/rror--00.htm>

用語

1. 適用

本運用規定は、一般財団法人インターネット協会(以下 IAJapan) IoT 推進委員会(以下 IoT-PC)の管掌する IoT 実証実験ワーキンググループ(以下 IoT-WG2 と記す)の運営に関する規定である。

本運用規定に特段の定めのない事項は、一般財団法人インターネット協会の定める定款、目的、入退会規則に従うものとする。

2. 改定

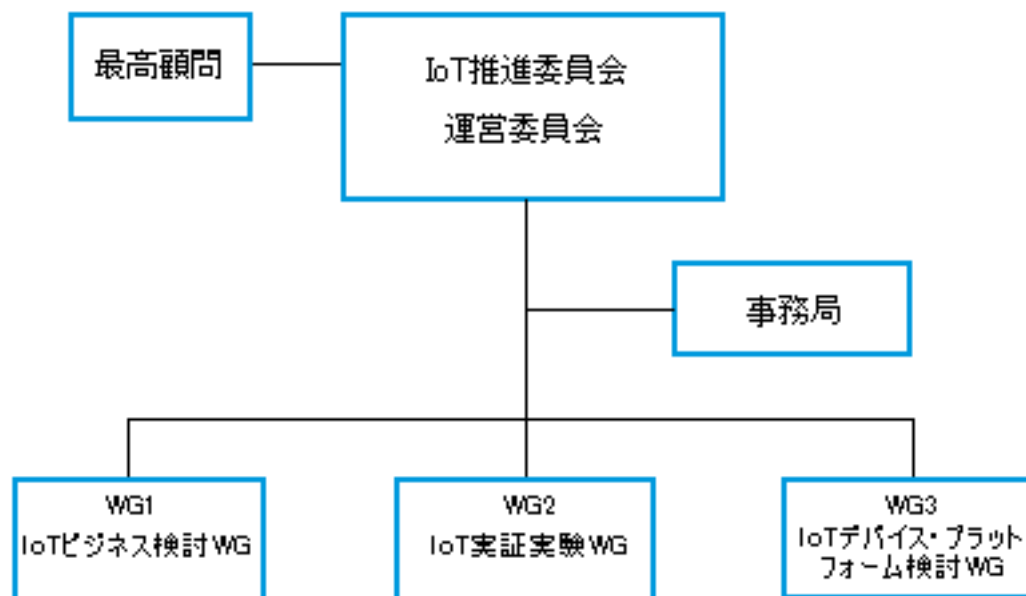
本運用規定を改定は、IoT-WG2 の会員の 3 分の 2 の賛成を持って、これを行うものとする。

3. 執行

本運用規定は、IoT 推進委員会の承認を持って、執行されるものとする。

4. 実証実験ワーキンググループ(IoT-WG2)

IoT-WG2 は、一般財団法人インターネット協会 IoT 推進委員会・運営委員会の元に設置される。



5. 目的

IoT-WG2 は、以下の目的をもって運営される。

IoT の普及により顕在化するビジネスユースケースを、インターネット協会会員の持つ社会リソースと相互協力のもと、社会実験を通じて、その有効性を実証

する。

実証実験による知験をもとに、IoT ビジネスのベストプラクティス、ホワイトペーパーを取りまとめ、広く会員各位のビジネス創出を推進する。

6. 会員

IoT-WG2 は、IAJapan の会員であり、かつ IoT-PC に参加している会員により構成される。

6.1. 入会

IoT-WG2 へは、IAJapan の会員であり、かつ IoT-PC に参加している会員が、IoT-WG2 に参加を希望する場合は、IoT-PC の事務局にその旨を申し出ることによって参加できる。

IoT-WG2 は、原則これら会員の参加を制限できないこととする。ただし、特段の事情によりその入会を制限しようとする場合には、IoT-WG2 においてその旨を決議し、IoT-PC に諮問することができる。

6.2. 退会

IoT-WG2 の構成員が IoT-WG2 からの退会を希望する場合は、IoT-WG2 座長及び IoT-PC の事務局にその旨を申し出ることによって退会できる。

7. WG の運営

IoT-WG2 の活動は、以下に示す会議、ML(Mailing List)、SNS(Social Network Service)、実証実験により行われる。

7.1. 会議

IoT-WG2 は、座長が招集することで全体会議(電話または WEB 会議を含む)を開催することができる。

会議の招集は、召集日の一週間前までに座長が議事次第を開示し、ML にて招集するものとする。

会議開催後、セクレタリーは、議事録案を 120 時間以内に、作成し ML, SNS に開示する。

開示された議事録案は、開示後に開催される会議または、ML により承認裁決を行う。

7.2. ML(Mailing List)

IoT-WG2 は、迅速な議論と成果展開のために、IoT-PC 事務局が設置する ML(iot-field-trial@iajapan.org)にて、常時運営に必要な議論を行うことができる。

IoT-WG2 は、ML にて運営に必要な意思決定動議の裁決を行うことができる。

IoT-WG2 の会員が ML にて動議起案を行う場合には、動議を ML に上程し、上程後 48 時間以上の動議協議期間を設けることとする。

動議上程後 48 時間以上経過した場合、座長は動議裁決の手続きを開始することができる。

動議の裁決は、72 時間以上の投票期間をもって行うこととする。

7.3. SNS(Social Network Service)

IoT-WG2 は、迅速な議論と成果展開、情報共有のために SNS(Social Network Service)を利用する。

IoT-WG2 の SNS は、構成員のみに利用が限定可能な既存の SNS サービスを利用することとし、セクレタリーがこれを運営する。

SNS では、IoT-WG2 の運営に必要な意思決定動議は、行わないものとする。

7.4. 実証実験

IoT-WG2 は、その目的のために実証実験を行う。

実証実験は、構成員が以下の項目を含め実証実験提案を行い、これを IoT-WG2 で審議採択した後、IoT-PC の承認をもって採択する。

- ① 実験名称
- ② 提案者名 (会員 3 社以上)
- ③ 目的
- ④ 概要
- ⑤ 日程
- ⑥ 予算
- ⑦ 成果

実証実験の推進は、IoT-PC の承認後、TG(Task Group)を設置し、TG によりこれを行う。

8. 意思決定及び議事運営規則

IoT-WG2 の運営に必要な意思決定は、Robert's Rule of Order に準じた投票により裁決を行い、これを決定する。

9. 投票権

IoT-WG2 の意思決定における投票権は、構成員一組織に対して一票を与えるものとする。

議事運営等のプロセスにかかる意思決定は、投票数の 1/2 の賛成をもって可決されることとする。

IoT-WG2 が策定する報告書などの技術文章などは、投票数の 2/3 の賛成をもって可決されることとする。

10. WG オフィサー

IoT-WG2 は、以下のオフィサーを置く。

10.1. 座長

座長は、IoT-PC により任命され、IoT-WG2 全体の運営の責任者とする。

10.2. 副座長

副座長は、IoT-WG2 構成員の互選により選任され、IoT-WG2 全体の運営において、座長を補佐しこれに当たる。

10.3. セクレタリー

セクレタリーは、IoT-WG2 構成員の互選により選任され、IoT-WG2 全体の運営に必要な議事録の作成、SNS の運営及び関連する業務を行う。

11. オフィサーの任期

IoT-WG2 のオフィサーは、2 年を任期とし、任期満了時には、IoT-PC による任命及び互選による選任を行う。

IoT-WG2 のオフィサーに欠員が生じた場合には、速やかに IoT-PC による任命及び互選による選任を行い、欠員の補充を行う。

12. TG(Task Group)

12.1. TG の設置

IoT-WG2 の提案する実証実験の IoT-PC による採択承認後、速やかにその実施を行うための TG(Task Group)を設置し IoT-PC の会員に告知し参加を募ることとする。

12.2. TG の目的

TG は実証実験の実施ならびにその成果報告書を策定することにより、知見を高めそれを共有することを目的とする。

12.3. TG の成果報告書の承認。

TG は、成果報告書を IoT-WG2 に提出し、IoT-WG2 によって、承認を行う。

IoT-WG2 は、TG の成果報告書を承認後、IoT-PC に提出する。

12.4. TG の解散

WG 及び IoT-PC において、その成果報告書が受領され、新たな追試、修正を要しない場合、TG は IoT-WG2 解散の申し出を行い、IoT-WG2 および IoT-PC の承認をもって解散をする。

12.5. TG の構成員

TG の構成員は、IoT-WG2 の構成員とする。

IoT-WG2 の構成員でない者は、同時、または予め IoT-WG2 の構成員への入会をするものとする。

TG への参加は、TG が設置されてるい期間中、逐次可能であるが、実証実験の進捗状況により、あらたな参加を制限する場合には、TG においてその旨を決議し、IoT-WG2 に諮問することができる。

12.6. TG のオフィサー

TG には、以下のオフィサーを置く。

12.6.1. 部会長

座長は、TG 構成員の互選により選任され、IoT-WG2 において承認される。

座長は TG 全体の運営の責任者とする。

12.6.2. 副部会長

副座長は、TG 構成員の互選により選任され、IoT-WG2 全体の運営において、座長を補佐しこれに当たる。

12.6.3. セクレタリー

セクレタリーは、TG 構成員の互選により選任され、TG 全体の運営に必要な議事録の作成、運営及び関連する業務を行う。

12.6.4. エディター

エディターは、TG 構成員の互選により選任され、成果報告書の編纂業務を行う。

13. 知財

13.1. LOA(Letter of Assurance)

IoT-WG2 及び TG における技術寄与文章、議事録などはすべて公開されることとする。

寄与しようとする有形・無形材(会議による発言、ML への投稿を含む)に寄与者の知財が含まれ、かつその利用を制限することを望む場合には、事前に以下の方法によりその旨を告知する。

IoT-WG2 は、当該告知を得た場合、その寄与の受け取りを検討し、許諾を決議する。

IoT-WG2 の許諾無く、一方的に開示される有形・無形材(会議による発言、ML への投稿を含む)は、すべて公開されるものとする。

13.1.1. LoA の提出

これを書面(Letter of Assurance)にて WG 座長に提出する。

13.1.2. 宣言

有形・無形材(会議による発言、ML への投稿を含む)の寄与を行う前に、その旨を告知し、参加者の承認を得る。

13.2. 成果知財

IoT-WG2 の活動により、あらたに生じる有形・無形の知財の権利化は、IoT-WG2 ならびに IoT-PC の承認のもとに、これを進める。

以上